

瑞穂町避難所運営マニュアル概要版

令和3年11月作成

1 避難所運営マニュアルとは

●マニュアルの目的

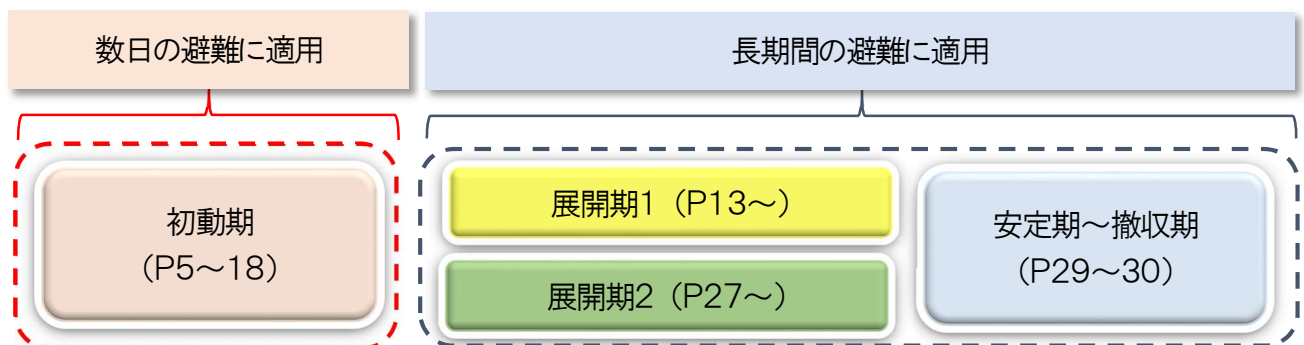
- ・マニュアルは、避難者、自主防災組織、配備職員、施設管理者等、避難所に関係する者が一体となり、迅速かつ円滑に避難所運営を行うことを目的に作成しています。
- ・前提は地震を想定していますが、風水害においても、このマニュアルを準用してください。

●マニュアルの内容

- ・マニュアルには、避難所開設・運営に関する基本的な考え方をはじめ、避難所運営に関わる各主体の役割及び活動内容を記載しています。
- ・災害発生直後に、自主防災組織の方、町職員が避難所に最初に到着するとは限りません。そのような時、誰かがこのマニュアルを手にし、項目順に従って対応すれば、避難所開設・運営を開始することができます。

●マニュアルの構成

- ・マニュアルは、時系列的に「初動期」「展開期」「安定期～撤収期」に区分しています。さらに各期を数個のSTEPに区分しています。



●平素のマニュアルの活用（避難所開設運営訓練）

- ・特に初動期については、避難所開設運営訓練に活用してください。
- ・自主防災組織、或いは、支援担任の避難所ごとに、あらかじめ役割を決めておき、初動期の各STEP（STEP1～STEP10の10項目）の訓練を繰り返し行うことを勧めます。STEPの一部でも構いません。
※役割は、STEP5『初動期避難所運営本部』の設置を参照してください。
- ・展開期以降のSTEPは、避難生活が長期化した場合の参考としてください。
- ・本マニュアルは町として初めて作成したものであり、基本型を示した参考資料です。地域の特性に合わせ、訓練を通じて不具合事項は修正し、それぞれの避難所で使いやすい形に応用してください。

2 瑞穂町から自主防災組織及び避難者の方へのお願い

●避難所運営委員会の編成

- ・先進的な自治体においては、既に避難所ごとに、自主防災組織の方を中心として「避難所運営委員会」を編成し、避難所開設・運営を行っています。

・現在、町には、このような「避難所運営委員会」等がないことが現状です。今後、支援担任の避難所及び避難所運営委員について、どのような形が良いのかを含め検討して参りますので、自主防災組織の方にも、ご理解・ご協力をお願い致します。

●避難所配備職員への協力のお願い

- ・避難所の運営は、避難者の自主運営が基本です。
- ・しかし、町には「避難所運営委員会」が存在せず、現段階では避難者の自主運営は困難な状況です。
- ・そのため、町として5か所の指定緊急避難場所を優先して開設し、そこに配備職員を指定して、当初の開設・運営支援を行うよう計画していますが、それでも、配備職員のみでは、避難所の開設・運営は困難であると考えています。
- ・従って、近くの自主防災組織の方及び避難者にも可能な範囲で、開設・運営のご協力をお願い致します。

3 各主体の役割

- ・自宅が被災した被災者に対し、生活の場として5か所の指定緊急避難場所を優先して開設します。
- ・収容できない場合、大規模災害の場合は、避難者数に応じ、その他の指定避難所を開設します。
- ・避難生活が長期化する場合は、自主防災組織等を中心とした運営体制から避難者自身による自主運営体制へ逐次移行することを基本とします。

●STEP 1 各関係者の参集（マニュアルP 6）

◆配備職員

- ・配備職員は、避難所の開設を行うため、速やかに避難所へ参集します。
- ・施設常駐職員等とともに、施設等の被害状況を外観目視により調査し、避難所としての開設可否を判断します。開設可能と判断した場合は、開設準備を行います。
- ・初動期においては、受入場所の決定、受付、避難誘導、災害対策本部との通信、避難者への情報提供に努めます。しかし、配備職員だけでは、これらの事を行うのは困難です。避難者は可能な限り協力してください。

◆自主防災組織

- ・自主防災組織、防災リーダー等は、配備職員等の行う避難所開設業務を支援します。
- ・災害発生直後は、多くの避難者で混雑が想定され、さらに、配備職員等の対応には限界があります。地域内の自主防災組織、防災リーダー等の協力は、避難所の開設、避難者の受入れ、避難所の運営に必要不可欠なものとなります。

◆学校職員

- ・学校職員は、児童・生徒が校内にいる場合、児童・生徒の安全確保に努めます。原則として、安全が確認できるまでは児童・生徒を保護するものとし、安全が確認された後に保護者へ引き渡します。
- ・学校が避難所となる場合は、児童・生徒の安全確保に支障をきたさない範囲で、配備職員、自主防災組織、防災リーダー等と共に避難者の受入れに協力します。

◆避難者

- ・避難者は、積極的に配備職員、自主防災組織、防災リーダー等が行う受付、避難誘導、避難者への情報伝達、避難所の混乱防止に協力してください。
- ・医療、介護等の専門的な資格を有する者は、積極的に要救護者、要介護者の支援にあたる協力をお願いします。避難所にいる全ての者が一致団結して、苦境を乗り越えるよう協力体制を構築します。

4 初動期（避難所の開設方法）

次の状況を想定してみてください。

- ・皆さんは、〇〇避難所の支援をお願いされた〇〇町自主防災組織の会員です。
- ・自宅は無事の様です。家族の安全を確保した後、担当の避難所につきました。
- ・避難所に到着すると、近傍の自主防災組織の避難所支援の会員も数人います。

さて、これからどうしましょうか？

◆避難所開設・運営に必要な物を収納しているボックス

防災備蓄倉庫、又は施設の倉庫の中に写真のボックスがあります。ボックスの中に「避難所運営マニュアル」とメガホンが入っていますので取り出してください。その他、開設・運営に必要な物が入っています。



●STEP 2 避難所等への進入（マニュアルP 7）

- ・STEP1(各関係者の参集)に示す役割を持った、配備職員等が災害対策本部の指示により、あらかじめ定められた防災拠点(避難所)の開設のため避難所に参集するはずです。
- ・配備職員とコンタクトし、まずは、避難してきた方を安全な場所(運動場等)に誘導してください。

◆地震等で施設自体が被害を受けている場合があります！

- 配備職員が到着後、まず行くことは施設が避難所として使えるかどうかの確認です。

あなたが、配備職員よりも先に到着していて、協力ができるようでしたら、確認をお願いします。

既に常駐の職員が安全確認をして、安全が確認できていれば、その旨を到着した配備職員に伝えてください。

もしも、まだ安全確認ができていないようでしたら、ハンドマイクを使って、避難してきている他の方に連絡して下さい。



「皆さん、私は、〇〇町自主防災組織の会員の〇〇です。」

「今から、施設の安全点検を行いますので、しばらく運動場(駐車場)で待機をお願いします。確認できましたら、再度、連絡します。」

「協力できる方は、こちらにお集まりください。お願いします。」

「ご協力、ありがとうございます。」

※ボックスから、初動期応急危険度判定調査票(P40 様式1)を取り

出し、外観点検をしてください。(点検の要領は下記のSTEP3に記載)

- 配備職員が到着したら、これまでに実施したことを引き継ぎ、引き続き配備職員への協力をお願いします。

●STEP 3 施設の安全確認及び避難者誘導（マニュアルP 8）

◆施設の安全確認

- ・協力者を、施設の安全確認をする班【A班】と、避難者誘導をする班【B班】に分けます。
- ・A班は、様式1(マニュアルP40)に従い、安全確認(記載例:マニュアルP41)を行い、施設が使用できるか、判定します(マニュアルP8中段参照)。
- ・B班は、避難者を安全な場所に誘導してください。

◆すでに多くの避難者が集まっている場合

・B班は、まずは安全な場所へ誘導し、健康チェック(STEP6)、その後、受付カードを配ります。(STEP7の前段)

※簡易問診表、避難者カードは、ボックスに入っています。



●STEP 4 避難所開設 (マニュアルP 9～P 11)

・マニュアルには、一般的なレイアウトを記載しています。各施設のレイアウト図は配備職員が携行しますので、そのレイアウト図に従い、避難所を開設してください。

●STEP 5 『初動期避難所運営本部』の設置 (マニュアルP 12～P 13)

・マニュアルでは運営本部の一例を提示していますが、事前に避難所運営委員会として、委員長以下、例示の役割(P12の表)を決めておくと、いざという時にスムーズに動けます。

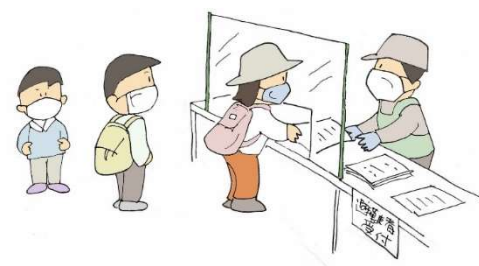
●STEP 6～8は、同時並行作業です。皆さんの協力が必要です。(マニュアルP 14～)

・新型コロナウイルス感染症の脅威が収まっていない場合は、避難所開設(STEP4)に入る前に、健康チェック(STEP6)をしましょう。

・受付(STEP7)で、配慮が必要な方なども合わせて把握してください。

また、負傷者等がいる場合は、職員を通じ本部に連絡して下さい。

・場合によっては、本部を介さずに119番に救急搬送要請をしてください。医療従事者の経験のある方がいたら協力を求めましょう。



●STEP 9～10 情報提供等及び会議の開催 (マニュアルP 16～P 18)

・応急的な対応が落ち着いてきた段階で、災害対策本部に状況の報告や避難者への情報提供をします。また、会議を開催し、必要なルールを作ります。

5 展開期以降

・展開期以降の記述は、避難が長期化した場合の参考マニュアルです。

・初動期の体制で運営が安定している場合、新たな体制に移行する必要はありません。

・マニュアルには東日本大震災等の教訓に基づき、物資の分配、ごみ対策等の対応を記載していますので、必要な対策を適用して頂けたらと思います。

●展開期1・展開期2 (マニュアルP 19～P 35)

・長期の避難所生活を開始するため、新たな体制を整える段階です。

・運営主体が自主防災組織・配備職員から避難者主体へ逐次移行する段階です。

●安定期～撤収期 (マニュアルP 36～P 37)

・運営主体は避難者主体となります。安定した運営の確立とメンタルケア等の維持に努めます。

・避難所の閉鎖こともない、避難者の生活再建の支援の段階となります。

●資料 ペットの収容 (マニュアルP 51～P 63)

・ペットの収容の一連の流れを参考資料として掲載しています。

瑞穂町避難所運営マニュアル概要版

瑞穂町防災会議 令和3年11月発行

事務局 瑞穂町住民部地域課 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 2335 番地
電話 042-557-7610